

春の火災予防運動

平成 28 年 4 月 20 日(水)～4 月 30 日(土)

※期間中は午後 8 時にサイレンを吹鳴します。

【全国統一防火標語】

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

【留萌消防組合テーマ】

「火災から 生命を 守ろう」



第 58 号

春の火災予防運動を 実施します

春は、火の取り扱いへの注意が緩みがちになる季節です。また、この時期は空気が乾燥していることに加え、風の強い日が多くなります。家庭での火の用心はもちろん、職場や外出先などでも火の取り扱いには十分ご注意ください。

留萌消防組合では、火災発生への危険性が高まるこの時期に火災予防運動の一環として、火災防ぎよ訓練をはじめ、火災予防に関連する各種行事の実施を予定しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

住宅用火災警報器は 定期的に点検を

住宅用火災警報器が正しく動作するためには、適切な維持管理が大切です。住宅用火災警報器の設置が義務化されてから今年で 6 年目となり、手入れが行き届いていないものや交換が必要なものも少なくないと考えられます。

「ごん」というときに正しく作動しなくては、せっかく住宅

用火災警報器を設置しても意味がありません。火災が発生した場合、火災に気付かず逃げ遅れる危険性があります。今一度、ご自宅の住宅用火災警報器の作動確認を行い、必要なものは手入れまたは交換をお願いします。

■住宅用火災警報器

▼音声または火災警報器音が鳴り、火災の発生をお知らせします。

●音が鳴らない場合

- ①電池が正しくセットしているか確認してください。
- ②それでも鳴らない場合は、「電池切れ」または「機器本体の故障」です。



※留萌消防組合では、住宅用火災警報器などの販売は一切行っていません。